

「熊本県南豪雨義援金」募集要綱

社会福祉法人熊本県共同募金会

1 趣旨

令和2年7月3日からの大雨は、熊本県南部に多くの被害をもたらし、県内16市町村（八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町）に災害救助法が適用されました。

熊本県共同募金会（以下「本会」という）では、この災害により被災された方々を支援することを目的に、義援金の募集を実施します。

2 義援金の名称

クマモトケンナンゴウウギエンキン
熊本県南豪雨義援金

3 募集期間

令和2年7月8日（水）から令和2年12月28日（月）まで

4 義援金の受け入れについて

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00970-9-196424	クマモトケンナン 熊本県共同募金会 熊本県南豪雨義援金
・窓口からの振込手数料は無料となります。		

金融機関	口座番号	口座名義
ヒゴ 肥後銀行 スイドウチョウ 水道町支店	(普) 2751065	熊本県南豪雨義援金 (福) 熊本県共同募金会
・窓口からの振込手数料は無料となります。 ・全国地方銀行協会加盟銀行の窓口での手数料は無料となります。		

金融機関	口座番号	口座名義
クマモト 熊本銀行 本店営業部	(普) 3184606	熊本県南豪雨義援金 (福) 熊本県共同募金会
・窓口からの振込手数料は無料となります。		

*上記以外の金融機関からの振込や、ATM、インターネットバンキング等を利用する場合の振込手数料は有料です。

5 現金書留による義援金の送付

現金書留封筒に「救助用郵便」と明記していただくと募集期間内は、郵便料金は免除となります。

送付先 〒860-0842

熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター4階
社会福祉法人 熊本県共同募金会

6 義援金の配分

本会に寄せられた義援金は、熊本県、日本赤十字社熊本県支部、本会等で構成される義援金配分委員会において配分が決定され、被災地の市町村を通して、被災者へ配分されます。

7 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項を記入のうえ、本会へ送付してください。後日、領収書を送付いたします。

[該当する税制優遇措置]

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄附金」に該当

8 その他

- (1) 災害義援金のみを取り扱い、救援物資・物品は取り扱いません。
- (2) この要綱は、令和2年7月8日から施行します。

9 問い合わせ先

社会福祉法人 熊本県共同募金会

〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター4階

(TEL) 096-354-3993

(FAX) 096-353-4566

(E-mail) info@akaihane-kumamoto.jp

「令和2年7月福岡県豪雨災害義援金」募集要綱（第1版）

社会福祉法人福岡県共同募金会

1 趣旨

令和2年7月5日からの大雨により、県内各地で死傷者の人的被害や家屋の損壊・浸水等の深刻な被害が発生し、大牟田市、久留米市、八女市、みやま市には災害救助法が適用されました。

福岡県共同募金会（以下「本会」という。）では、被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

令和2年7月福岡県豪雨災害義援金

3 受付期間

令和2年7月10日（金）から令和2年12月30日（水）まで

4 義援金受入口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行※1	口座記号番号 00990-1-211433		福岡県共同募金会令和2年 豪雨災害義援金
福岡銀行※2	春日原支店 (277)	普通預金 口座番号調整中	社会福祉法人福岡県共同募 金会
西日本シティ銀行 ※2	春日原支店 (003)	普通預金 口座番号調整中	

※1 ゆうちょ銀行における窓口での振替料金は無料。

※2 ゆうちょ銀行以外の銀行、ATM及びインターネットバンキングを利用した振込みは手数料有料。

5 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金については、福岡県災害対策本部へ送金し、福岡県が設置する義援金品配分委員会を通じて被災者に配分されます。

6 義援金の課税上の取り扱い

この義援金は所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当するため、税制優遇措置の対象となります。

この優遇措置の適用を受ける場合には、金融機関での振込金受領証に「令和2年7月福岡県豪雨災害義援金」募集要綱を添えて、確定申告書類に添付する必要があります。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要な事項を記入のうえ、本会へ送付ください。後日、領収書を発行します。

7 その他

- (1) 災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。
- (2) この要綱は、令和2年7月9日から施行します。

8 問い合わせ先

社会福祉法人福岡県共同募金会

〒816-0804 福岡県春日市原町3-1-7 クローバープラザ内

TEL 092-584-3388 FAX 092-584-3386

E-mail bokin@fuku-shakyo.jp

「令和2年7月豪雨災害義援金」募集要綱

社会福祉法人中央共同募金会

1. 趣 旨

令和2年7月の大雨災害により、各地で人的被害をはじめ、堤防の決壊による住宅への浸水被害、土砂崩れによる家屋の倒壊等の甚大な被害が発生し、複数県の市町村に災害救助法が発令されました。

中央共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に次のとおり義援金の募集を実施いたします。

2. 義援金の名称

令和2年7月豪雨災害義援金

3. 受付期間

令和2年7月13日（月）から同年12月28日（月）まで
（※被災県の状況に応じて、期間を延長する場合があります。）

4. 義援金受け入れ口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	—	00140-4-325150	中央共同募金会令和2年7月豪雨災害義援金
三井住友銀行	東京公務部	普通預金 0148483	(福)中央共同募金会
りそな銀行	東京公務部	普通預金 0126807	(福)中央共同募金会

※ゆうちょ銀行 同行各店舗・郵便局の貯金窓口からの払込書による送金手数料は無料

※三井住友銀行 同行本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料

※りそな銀行 りそな銀行、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行の本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料。みなと銀行は窓口からの振込手数料のみ無料。

5. 義援金の送金

中央共同募金会でお預かりした義援金は、全額被災県に設置される配分委員会構成組織に被災状況に応じて按分の上送金いたします。

6. 義援金の配分

本会より送金する義援金は被災地それぞれの行政、共同募金会、日本赤十字社各支部等で構成される災害義援金の募集・配分委員会において取りまとめを行い、配分基準に基づき各市町村を通じて被災者に配分されます。

7. 税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。

[該当する税制優遇措置]

- ・ 所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・ 地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄附金」に該当

8. その他

災害義援金のみを取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

9. この要綱は、令和2年7月13日施行です。

令和2年7月豪雨災害義援金募集要綱

社会福祉法人鹿児島県共同募金会

1 趣旨

令和2年7月上旬の豪雨により、鹿児島県内各地に多くの被害が発生し、7市町に災害救助法が適用される事態となりました。このため、鹿児島県共同募金会では、この災害で被害を受けられた方々を支援するため、義援金を募集します。

2 名称

令和2年7月豪雨災害義援金

3 受付期間

令和2年7月13日(月)から令和2年12月28日(月)まで

4 義援金の募集方法

(1) 義援金受入口座(専用口座)

金融機関名	支店名	口座番号	名 義
鹿児島銀行	県庁支店	(普)3032664	福)鹿児島県共同募金会
南日本銀行	県庁支店	(普)1153560	福)鹿児島県共同募金会
ゆうちょ銀行			*準備中です

※各金融機関の振込用紙を利用すること。

◎鹿児島銀行、南日本銀行の本支店間の振り込みについては、窓口での振込手数料は無料扱いとなります(ゆうちょ銀行についても無料扱いとなるよう申請の予定)。

◎ATM及びインターネットバンキングを利用しての振り込については、振込手数料がかかります。

5 使途(配分)

集まった義援金については、鹿児島県、日本赤十字社鹿児島支部、鹿児島県共同募金会等で構成された義援金配分委員会で決定し、市町を通じて被災者へ配分する予定です。

6 義援金の課税上の取扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当し、税の控除対象となります。

※ 税の軽減を受けるためには、義援金の領収書又は義援金の振り込み書の控え、義援金募集要綱の写しの添付など所定の手続きが必要です。

7 領収書の発行

寄付者が義援金について税制上の優遇措置(所得税、法人税)を希望される場合は、別紙「領収書希望者名簿」により必要事項を記入のうえ本会へ送付ください。後日、領収書を発行します。

8 その他

災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

9 問合せ先

社会福祉法人 鹿児島県共同募金会

〒890-8517

鹿児島市鴨池新町1番7号 県社会福祉センター2階

TEL 099-257-3750

FAX 099-259-4068

E-mail akaihane@po.minc.ne.jp

「令和2年7月大分県豪雨災害義援金」募集要綱

社会福祉法人 大分県共同募金会

1 趣旨

令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、日田市、由布市、九重町、玖珠町に災害救助法が適用されました。

大分県共同募金会（以下「本会」という）では、この災害による被災者を支援することを目的に義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

令和2年7月大分県豪雨災害義援金

3 受付期間

令和2年7月13日（月）から8月31日（月）まで（期間を延長する場合あり）

4 義援金受入れ口座

金融機関	支店名	口座番号	名義等
大分銀行	ソーリン支店	普通預金 7745795	大分県共募令和2年7月豪雨災害義援金 (オイケンキョウホレイワニネンシガツコウサツカイケンキン)
ゆうちょ銀行	00940-4-323294		大分県共募令和2年7月豪雨災害義援金

○大分銀行の本・支店の窓口からの振込手数料は無料となります。

○ゆうちょ銀行の本・支店及び郵便局窓口からの振込手数料は無料となります。

○上記以外の他銀行からの振り込み、ATM、ネットバンキング等を利用した場合の振込手数料は有料です。

5 現金書留による義援金の送付

〒870-0907 大分市大津町 2-1-41 社会福祉法人大分県共同募金会

※ 現金書留用封筒に「救助用郵便」と明記してください。郵便料金が免除されます。

6 義援金の税制上の取扱い

この義援金は、税制上の優遇措置（寄付金控除、損金算入）が認められる寄附金に該当します。

①各金融機関等での振込金受領証または②本会発行の受領証（現金受付のみ）をもって税制上の優遇措置対象となります。

ただし、①の場合は、振り込んだ口座が義援金の受付口座であることを確認するため、本「令和2年7月大分県豪雨災害義援金」募集要綱も確定申告時にあわせて必要となります。

なお、本会発行の受領書が必要な場合は、別紙「受領証希望者名簿」に必要事項を記入のうえ、本会へ送付ください。後日、受領書を発行いたします。

7 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金については、大分県が設置する義援金配分委員会において配分を決定し、市町村を経由して被災された世帯に配分されます。

8 問い合わせ先

〒870-0907 大分市大津町 2-1-41

社会福祉法人大分県共同募金会 TEL 097-552-2371 FAX 097-552-6250

令和2年7月岐阜県豪雨災害義援金 募集要綱

社会福祉法人岐阜県共同募金会

1. 趣 旨

7月7日からの梅雨前線の停滞等に伴う豪雨により、岐阜県内の住家等において土砂の流入や床上浸水などの大きな被害が発生し、高山市をはじめとする県内6市に災害救助法が適用されました。

これを受けて岐阜県共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に災害義援金の募集を実施いたします。

2. 義援金の名称 令和2年7月岐阜県豪雨災害義援金

3. 義援金募集期間 令和2年7月14日(火)から同年9月30日(水)まで

4. 義援金の受入口座

金融機関名・店名	種目・口座番号	口 座 名 義
十六銀行 県庁支店(※1)	普通 297326	岐阜県共同募金会
大垣共立銀行 ぎふ県庁支店(※2)	普通 12823	
ゆうちょ銀行(※3)	00980-1-196425	岐阜県共同募金会 7月豪雨災害義援金

※1 十六銀行本支店窓口での振込手数料は無料です。なお、ATM・インターネットバンキングを利用した振込には所定の振込手数料がかかります。

※2 大垣共立銀行本支店窓口及びATM・インターネットバンキングを利用した振込手数料は無料です。

※3 ゆうちょ銀行・郵便局窓口での振替手数料は無料です。なお、ATMを利用した振込には所定の振込手数料がかかります。

5. 現金書留による義援金の受付(7月20日から)

<宛先> 社会福祉法人岐阜県共同募金会

〒500-8385

岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館5階

※封筒に「救助用郵便」と明記してください。郵便料金が免除となります。

6. 義援金の配分

岐阜県、岐阜県共同募金会、日本赤十字社岐阜県支部等で構成する「義援金配分委員会」でとりまとめ、被災各市町村を通じて被災者に配分する。

7. 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当するため、税制優遇措置の対象となります。

この優遇措置の適用を受ける場合には、金融機関での振込金受領証に「令和2年7月岐阜県豪雨災害義援金」募集要綱を添えて、確定申告書類に添付する必要があります。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、別紙「受付名簿」に必要事項を記入のうえ、本会へ送付してください。後日、領収書を発行し、送付いたします。

8. その他

今回は、災害義援金のみを取り扱い、救援物資・物品は取り扱いません。

9. 問い合わせ先 社会福祉法人岐阜県共同募金会

〒500-8385

岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館5階

TEL 058-273-1111 (内線2527)

FAX 058-273-9305

E-mail akaihane@gix.or.jp

付 則 この要綱は、令和2年7月14日から施行する。